

都城市空家等対策計画の策定について

近年の人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い急増している空家等に対して総合的かつ計画的に空家等対策を推進していくため、「都城市空家等対策計画」を策定しました。

1 背景

平成27年5月26日 空家等対策特別措置法が施行され、空家等の施策に関し、市町村による空家等対策計画の策定その他空家等に関する対策を推進するために必要な事項が定められました。

本市においては、空家等発生の未然防止、安心安全、地域コミュニティの活性化などの観点から空家等対策の目標や施策を定め、総合的かつ計画的に空家等対策の推進を図っていくため、空家等対策計画を策定しました。

2 計画の公表・施行・閲覧

◆公表日 平成29年2月27日

◆施行日 平成29年4月1日

◆閲覧 本市ホームページ

【図2-1】空家等対策についての理念と基本方針

基本理念
快適に暮らせる安心で安全な居住環境の実現

①地域の安全と活性化を目指す空家等対策の推進
②官民協働による空家等対策の推進

【図2-2】空家等対策を進める上での目標

空家等は、人口減少、少子高齢化、地域の過疎化などの社会的な変化の状況により、今後ますます増加する傾向にあると見込まれます。
空家等の発生や増大は、迅速に是正するためのには、空家等の実態把握、特定空家等の適正管理及び空家等の有効活用（とりきり）の取り組みを推進し、総合的な施策展開を図っていく必要があります。

目標1：空家等の実態把握
【対策の概要】
視点1：実態把握
視点2：調査・調査状況の把握

目標2：特定空家等の適正管理
【対策の概要】
視点1：発生予防
視点2：実効対策

目標3：空家等の有効活用
【対策の概要】
視点1：滞在型活用
視点2：観光・他用途活用等の促進

都城市空家等対策計画

平成29年4月
都城市

3 今後について

今後、空家等対策計画に基づき、官民協働による相談窓口の体制を充実化させ、市民からの相談や通報に迅速かつ的確に対応してまいります。

また、空家等の実態調査を進め、管理不十分な空家等に対する指導強化の徹底と空家等の有効活用を推進し、良好な住環境の確保、安心安全なまちづくり、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

【問い合わせ】

土木部 建築課 建築指導担当

電話：0986-23-2585（直通）